

## カナダの資源エネルギープロジェクトの動向（2） カナダ連邦政府・アルバータ州間のエネルギー政策合意による政策転換の示唆

資源/エネルギーニュースレター

2026年2月5日号

執筆者:

松平 定之

[s.matsudaira@nishimura.com](mailto:s.matsudaira@nishimura.com)

鈴木 健也

[ke.suzuki@nishimura.com](mailto:ke.suzuki@nishimura.com)

Sang-Kyun (Rafael) Bong

[s.bong@nishimura.com](mailto:s.bong@nishimura.com)

Danial Tabrizi

[d.tabrizi@nishimura.com](mailto:d.tabrizi@nishimura.com)

### 1. カナダ連邦政府・アルバータ州間のMOU締結

2025年11月27日、マーク・カーニー首相とアルバータ州のダニエル・スミス州首相は、カナダ連邦政府とアルバータ州との間で覚書（MOU）に署名した。本 MOU は、いくつかの中核的な環境政策を転換するものであり、MOU ではアルバータ州における産業向けカーボンプライシング制度及び大規模な炭素回収・貯蔵（CCUS）の推進が図られている。また、アジアへの輸出を念頭に置いた、民間資金によるブリティッシュ・コロンビア州沿岸へのパイプライン建設の再推進なども意図されている。

### 2. MOU の概要

#### （1）連邦政府及びアルバータ州の合意事項

MOUにおいて、連邦政府はアルバータ州に対して一部規制の撤回及び暫定的措置を合意している。具体的にはまず、連邦政府は石油及びガス分野で排出量キャップを課すことを予定していたが、MOUによってこれを撤回した。また、アルバータ州の TIER 制度を通じて運営される新たなカーボンプライシング制度について合意されるまでの間、連邦政府はアルバータ州においてクリーン電力に関する連邦規制の適用を停止することに合意した。なお、新たなカーボンプライシング制度については 2026 年 4 月 1 日までの交渉妥結を目指としている。これらと引き換えに、アルバータ州は産業向けカーボンプライシング制度を強化すること及び大規模な炭素回収・貯蔵（CCUS）施設の整備を支援することを約束した。当該合意に関する報道では、当該合意をアルバータ州における大規模二酸化炭素回収・貯蔵（CCUS）プロジェクトである Pathways Plus イニシアティブ<sup>1</sup>と関連付けているようである。

#### （2）アジアへの輸出を念頭においた合意

MOU では、1日あたり 100 万バレルほどの低排出アルバータ産ビチューメン（歴青）をブリティッシュ・コ

<sup>1</sup> Pathways Plus イニシアティブは、オイルサンド作業からの CO<sub>2</sub>排出を回収し、パイプラインを通じて地下に永久的に貯蔵するという Pathways Alliance 計画を基盤としており、排出量の大幅削減及びアルバータ州のエネルギー分野に対する投資誘因を目的とするものである。

ロンビア州北西海岸の深水港へ輸送可能なパイプラインが、民間事業者によって建設されることを想定しており、当該ビチューメンの輸出先の優先的な検討対象としてアジア市場が明示されている。また、MOUにおいて、連邦政府は、新たなパイプラインが最終承認される場合、アジアへの石油輸出を可能とするために、連邦政府が石油タンカー輸送禁止法を改正することを検討するともしている。これは、ブリティッシュ・コロンビア州、沿岸地域及び先住民指導者にとって特に政治的にセンシティブな論点である。

### 3. MOU の法的な位置づけ及び重要性

上記の通り、MOUにおいて、連邦政府は排出量キャップ制度等の規制的な手法を撤回しており、これらに代わり産業向けカーボンプライシング制度の設計、クレジット付与ルール、並びに CCUS に基づく排出原単位に関連するものと含めた個別プロジェクトごとの条件設計といった手法へと移行することが意図されている。このように、MOU は既存の規制の規制緩和であるにとどまらず、アルバータ州における事業発展を目的とする、より積極的な制度の転換であるといえる。

一方で、連邦政府とアルバータ州の協調があったとしても、一定の課題があると想定されることに留意が必要である。すなわち、新たなパイプラインを含む輸送ルートは、複数管轄にまたがる許認可、資金調達上の実行可能性、そして何より、先住民との協議・参加に関する要請や、ブリティッシュ・コロンビア州政府からの強硬な反対姿勢といった、カナダにおいて多くのプロジェクトが直面した課題に直面することになると考えられている。また、MOU は連邦政府内部でも圧力を生んでおり、一部閣僚の辞任を招くなど、少数与党体制下における政策変動リスクを示す面もあった。

### 4. 日本企業への実務的示唆

日本企業は、今回の MOU に関連して以下のような示唆を得ることができる。

#### ● エネルギーインフラに関連する選択肢の拡大

仮に新たな輸送ルートが実現すれば、カナダのアジアへの供給能力は既存インフラから大幅に拡大する可能性があり、エネルギーの調達先や関連するインフラを分散・多様化したい日本企業にとって、有用なものとなる可能性がある。もっとも、その実現可能性や、連邦及び関係する州において MOU で示された方針及び協力が長期かつ安定的に維持されるかについては、現時点で不透明な側面もあり、引き続き政治状況も含めて見守るとともに、投資ストラクチャーや投資比率などの検討においては政策変動リスクなども考慮に入れる必要があると考えられる。

#### ● CCUS に関する留意事項

アルバータ州の石油・ガスのプロジェクトへの投資や取引に関して、関連する CCUS の内容、インセンティブ設計及び「炭素属性を誰が保有・収益化するのか」が重要な論点となることが考えられる。これらは、オフティク契約や資金調達に関する契約などにも大きく影響するものと考えられる。

#### ● 投資検討にあたっての確認事項

カナダのパイプラインやターミナルに関連する投資案件では、①今後の関連する法改正（タンカー輸送禁止法を含む。）の範囲と時期、②アルバータ州の産業向けカーボンプライシング／TIER 制度の整備・

変更内容、及び、③許認可や訴訟リスクの観点で先住民との協力体制の構築の状況といった事項を意識しながら検討する必要が高まると考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)